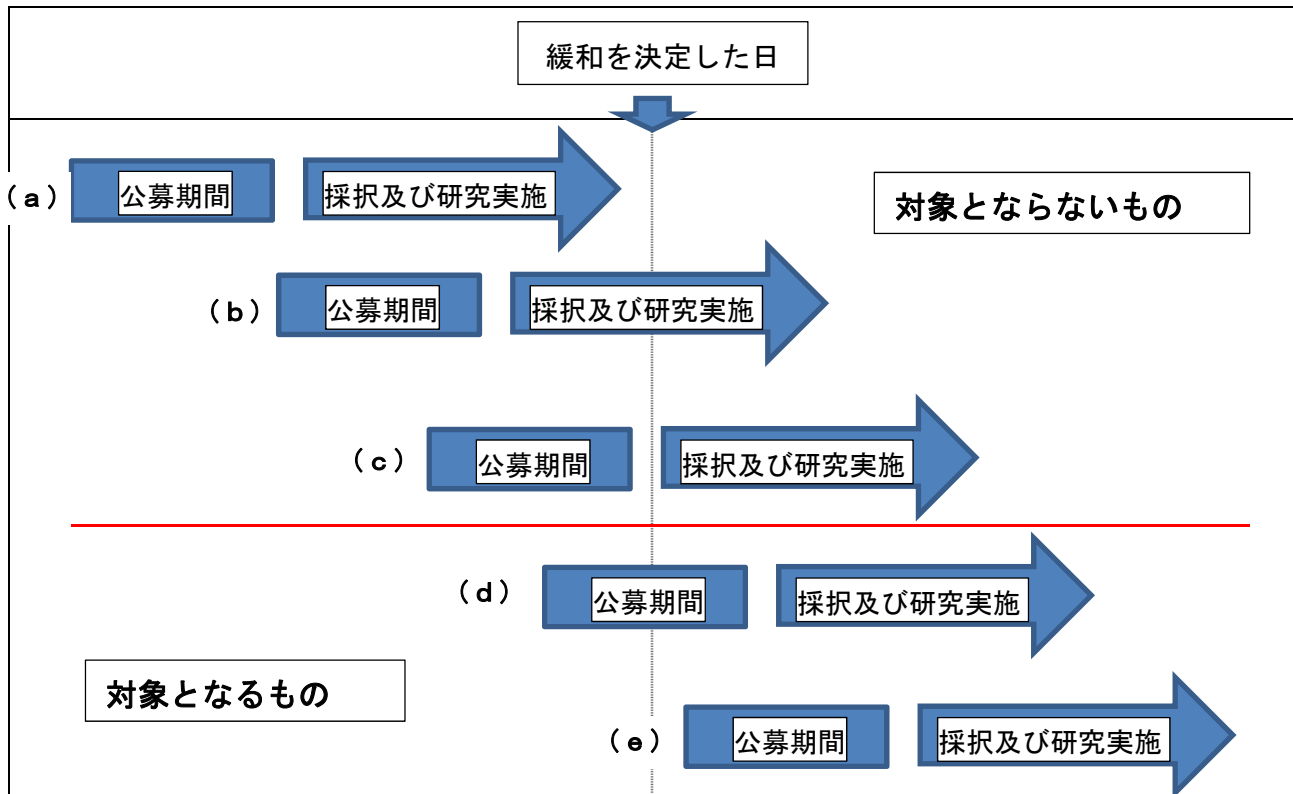


重複緩和を適用する時期及び対象事

(補足参考3)



重複緩和の対象とならないもの

- (a)、(b)： 既に公募期間及び採択は終了しているため、対象としない。
- (c)： 採択は緩和を決定した日以降になるが、既に公募期間は終了しており、これを対象に含めるとなれば、NEXTの研究者に対して公平性に欠くことになることから、対象としない。

↓

(例) 平成25年度科研費については、一部の種目において平成25年4月1日付けで内定が通知されると聞いているが、これを含めるとなれば、NEXT研究者における応募機会の公平性に欠けることになるため、対象としないのが適當。

重複緩和の対象となるもの

- (d)： 緩和の決定日において、公募は既に開始されているが、公募期間は終了しておらず、公募の時期（緩和の決定日の前後かどうか）で対象とするしないを区別するのは公平性に欠けることから、対象とする。
- (e)： 緩和の決定日以降に、公募期間及び採択等が設定されているため、対象とする。